

派遣事業に関するマージン率等の情報

2026年5月1日 作成

労働者派遣法第23条5項に基づき、労働者派遣事業におけるマージン率等の情報を開示します。

対象期間： 2025 年度 （ 2025 年 5 月 ～ 2026 年 4 月 ）

派遣労働者数	12人 （2026年5月1日時点）
派遣先事業所数	3 事業所
労働者派遣料金の平均額（1日8時間あたり）	15,333 円（消費税込）
派遣労働者賃金の平均額（1日8時間あたり）	10,811 円
マージン金額	4,522 円
マージン率	29 %
労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく 労使協定に関する事項	・ 労使協定を締結しているか否か： 締結済み ・ 対象範囲： ビル清掃、倉庫内作業、製品検査作業 ・ 労使協定の有効期間： 2026年4月1日から2027年3月31日
教育訓練に関する事項 （賃金支給有、労働者費用負担なし）	入職時教育、OA機器の操作訓練、 マテハン機器の操作訓練、業務改善研修、 作業管理者養成訓練、他

マージン金額には以下の金額が含まれております。

1) 社会保険料

厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労働保険などの事業主負担分

2) 会社運営経費等

年次有給休暇及び慶弔等の特別休暇取得に充当する費用

健康診断、歓迎会、忘年会などの社内レクリエーションなどの福利厚生費

オフィス賃料、慶弔見舞金、旅費交通費、通信費などの諸経費

研修受講費などの教育研修費

販売管理費

3) 営業利益

マージンから上記社会保険料、会社運営経費等を差し引いた残額